

日進市物品等電子入札要領

平成23年1月1日

(趣旨)

第1条 この要領は、日進市契約規則（平成元年日進規則第10号。以下「規則」という。）及びあいち電子調達共同システム（物品等）利用規約の規定に基づき、物品の買い入れ、借り入れ又は役務の提供等に係る電子入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(優先順位)

第2条 この要領は、電子入札において日進市建設工事関係等入札心得書に優先する。ただし、この要領に規定のない事項は、日進市建設工事関係等入札心得書の規定を準用する。

(用語の定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) あいち電子調達共同システム（物品等）

愛知県及び愛知県内の市町村等が共同で運営する情報システムで、入札参加資格申請システム、電子入札システム及び入札情報サービスシステムにより構成され、入札参加資格申請や電子入札等をインターネットを利用して行う情報システムの総称をいう。

(2) 入札参加資格申請システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、物品の製造・販売、役務の提供等に係る入札等に参加するための入札参加資格申請等に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(3) 電子入札システム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札（見積りを含む。以下同じ。）に関する事務手続を処理する情報システムをいう。

(4) 入札情報サービスシステム

あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムで、入札関係情報を閲覧することができる情報システムをいう。

(5) 電子入札

電子入札システムを利用して執行する入札をいう。

(6) 紙入札

電子入札によらず書面により執行する入札をいう。

(7) オープンカウンタ（公開見積競争）

電子入札システムにより案件を公開し、一定の資格を有する不特定多数の者から見積書の提出を受け、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者との間に契約を執行する契約方式をいう。

(8) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書のうち、財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカードをいう。

(9) ID

電子入札に参加しようとする者が、入札参加資格申請システムにより、入札参加資格申請を行い、資格認定後交付される識別符号をいう。

(10) 契約担当者

規則第3条第1号で規定する者で電子入札システムを利用する入札案件の、案件登録から入札結果の公表に至る一連の事務手続を担当する職員をいう。

(11) 電子くじ

電子入札において、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときに、電子入札システムの機能を使用して落札者を決定する仕組みをいう。

(12) 開札場所

開札に使用するパソコンが設置されている事務室をいう。

（電子入札の対象）

第4条 電子入札の対象となる契約方式は次に掲げるものとする。ただし、契約担当課長が電子入札に付することが適当でないとするものは除くものとする。

区 分	契 約 方 法
物品の買い入れ、借り入れ又はその他委託（設計・測量・建設コンサルタント等業務を除く）	・一般競争入札 ・指名競争入札 ・オープンカウンタ（公開見積競争）

（電子入札システムを利用できる者）

第5条 電子入札システムを利用できる者は、入札参加資格申請システムにより競争入札参加資格の申請を行い、資格認定を受けた者とする。

2 電子入札システムを利用しようとする者は、前項の資格認定後、入札参加資格申請システムより交付されるID、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を使用して電子入札システムにログインし、初期パスワード及び初期見積用暗証番号を変更するものとする。

ただし、入札参加資格申請システムにより、初期パスワードを変更している場合は、再度のパスワードの変更は要しない。

(ICカードの登録)

第6条 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、電子入札システムにICカードの登録を行わなければならない。

2 電子入札システムにより競争入札に参加しようとする者は、登録済みのICカードが失効した場合又はICカードを更新した場合、次の各号によりICカードの登録を行わなければならない。

(1) 登録済みのICカードが失効した場合

新たに取得したICカードにより再度ICカードの登録を行う。

(2) ICカードを更新した場合

登録済みのICカード及び新たに取得したICカードを用いてICカードの更新の登録を行う。

(ICカードの名義人)

第7条 ICカードの名義人は、日進市の入札参加資格者名簿に登録された個人又は法人の代表者とする。ただし、代表者から市の入札に関する権限の委任を受けた者(以下「受任者」という。)がいる場合は、受任者とする。

2 ICカードの名義人に変更の事由が発生した場合は、入札参加資格申請システムにより申請内容の変更の手続きを行うとともに、前条第2項第2号の方法により新たな名義人のICカードに更新しなければならない。

3 電子入札参加者が、他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加又は参加しようとする等、ICカードを不正に使用した場合、発注者は、その者が行った入札の無効、契約解除等の措置を取ることができる。

(案件登録等)

第8条 発注者は、電子入札を実施しようとするときは、案件内容等を電子入札システムに登録し、公開するものとする。

(指名の通知)

第9条 発注者は、指名競争入札を実施しようとするときは、規則第24条第2項に掲げる事項を記載した指名通知書を電子入札システムにより送信するものとする。

2 指名の通知を受けた者は、電子入札システムにより前項の通知書の内容を確認しなければならない。

(紙入札の承認)

第10条 電子入札案件において、紙入札での参加を希望する者は、入札受付期間終了時までに紙入札参加承認願(様式第1号)(以下「承認願」という。)により発注者の承認を得るものとする。

2 前項の規定により承認願の提出があった場合は、発注者は次の各号のいずれかに該当する場合に限り、紙入札での参加を承認するものとする。

(1) ICカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがなく、発注者がやむを得ないと認める場合

(2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカード取得手続中の場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、入札に参加しようとする者にやむを得ない事由があるものと認められる場合

3 発注者は、紙入札参加承認書(様式第2号)により結果を通知しなければならない。また、不承認の場合は理由を明らかにして、通知しなければならない。

4 紙入札の承認を受けた入札参加者(以下「紙入札参加者」という。)は、承認後の電子入札システムによる手続は認めないものとする。なお、紙入札参加者が承認前に電子入札システムにより行った手続は有効なものとして取り扱う。

(紙入札の取扱い)

第11条 入札書(様式第3号)は、2契約の締結に使用する代表者の印鑑を押印し、封書に封印して提出するものとする。

(入札書の提出)

第12条 電子入札参加者は、電子入札システムにより入札書(見積書を含む。第20条に規定する再度入札にあっては、再入札書。以下同じ。)を作成し電子署名等を付した上で、入札受付期間内に発注者へ提出しなければならない。

ただし、オープンカウンタの場合は、電子署名等を付すことに代えて、電子入札システムにより見積用暗号番号を入力するものとする。

(入札の辞退)

第13条 入札参加者が電子入札を辞退しようとする場合は、入札受付期間内に電子入札システムにより、発注者に辞退届（第20条に規定する再度入札にあっては、再入札辞退届）を提出するものとする。

ただし、紙入札参加者が辞退しようとする場合は、入札受付期間内に書面により発注者へ辞退届を提出するものとする。

2 入札書を提出した後は、辞退することができない。

(入札の中止)

第14条 発注者は、入札を公正に執行することができないと判断される場合は、入札を中止することができる。

2 前項の規定により、入札を中止した場合、発注者は、電子入札システムにより案件中止の登録を行うとともに、入札参加者に通知するものとする。

(開札予定日時等の変更)

第15条 発注者は、案件登録の後、特段の事情により入札受付期間又は開札予定日時を変更する場合は、電子入札システムにより変更登録を行うとともに、入札参加者に対し、電子入札システムにより日時変更通知書を送信するものとする。

(開札)

第16条 開札は、当該入札事務に関係のない職員（以下「立会者」という。）の立会いのうえで、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 紙入札がある場合、契約担当者は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力した後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

3 前項の入力は、紙入札書の受付順に行うものとする。

(電子くじによる落札者の決定)

第17条 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、電子くじにより落札者を決定するものとする。

2 紙入札参加者は、入札書に電子くじ番号（任意の3桁の数値）を記載して提出するものとする。なお、入札書に電子くじ番号の記入がない場合は、「999」と記載されたものとみなす。

（落札者の決定の通知）

第18条 落札者を決定した場合は、発注者は入札参加者に対し、電子入札システムにより落札決定通知書を送信するものとする。

（保留の通知）

第19条 発注者は、開札後ただちに落札者を決定することができない場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより、保留通知書を送信するものとする。

（再度入札）

第20条 開札をした場合において、入札参加者の入札金額が予定価格の制限の範囲内でないとき（最低制限価格を設けた場合にあつては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札がないとき）は、再度の入札を行うことができる。

- 2 再度入札の入札受付期間及び開札日時は、案件ごとに発注者が指定し、電子入札システムにより再入札通知書を送信するものとする。
- 3 紙入札で参加した者については、指定された受付締切日時までに入札書を作成し、提出することで再度入札に参加できるものとする。
- 4 前項までの規定にかかわらず、オープンカウンタにおいては、再度見積りは実施しないこととする。
- 5 再度入札の回数については、2回までの範囲内で案件ごとに発注者が定めるものとする。

（不調）

第21条 発注者は、落札者がなく不調となった場合は、電子入札参加者全員に対し、電子入札システムにより不調通知書を送信するものとする。

（紙入札参加者への通知）

第22条 紙入札参加者に対する第15条、第18条、第19条、第20条第2項及び前条の通知は、口頭又は書面等確実な方法により行うものとする。

（結果の公表）

第23条 発注者は、電子入札システムにより電子入札を実施した場合は、その結果を電子情報サービスシステムに登録し公表するものとする。

(電子入札システムによる提出)

第24条 電子入札システムにより送信された入札書、辞退届は、電子入札システムのサーバに備えられたファイルへ記録された時点で提出されたものとする。

- 2 電子入札参加者は、これらのサーバへの到達を電子入札参加者の使用するパーソナルコンピュータに表示される受信確認通知画面により確認するものとし、確認後、当該画面を印刷するとともに、保管するようにしなければならない。

(電子ファイルの提出)

第25条 電子入札参加者は、発注者へ資料を提出する場合は、原則として電子入札システムの添付機能を利用して電子ファイルにより提出するものとする。

- 2 前項の電子ファイルの容量は3MBを上限とし、ファイルを圧縮する場合の圧縮形式については、LZH又はZIPに限定するものとする。自己解凍方式(EXE形式)は、これを認めない。
- 3 第1項の電子ファイルの作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイル形式は別表のとおりとする。
- 4 電子入札参加者は、ウイルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適用して資料を作成するものとし、電子ファイルを添付する際には、必ずウイルス感染のチェックを行わなければならない。
- 5 契約担当者は電子ファイルへのウイルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に連絡し警告するとともに、再提出の方法をについて協議するものとする。ただし、電子ファイルによる再提出は、入札参加者において確実なウイルス駆除が可能と契約担当者が判断するときに限り認めるものとする。
- 6 電子ファイルによる送信ができない場合については、発注者の指示するところにより、郵便又は持参により提出ができるものとする。その場合の提出期限については、特段の定めのない限り電子入札システムによる場合と同一とする。

(入札の無効)

第26条 規則第13条に規定する事項及び次の各号に該当する電子入札は、無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名等のない入札

(障害時等の対応)

第27条 案件登録後、発注者の使用に係る電子入札システムの障害、天災・広域停電・通信障害によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により、電子入札システムの利用が不能となった場合で、障害の復旧又は状況の改善が見込めず電子入札が実施できないと発注者が判断したときは、電子入札を中止又は紙入札へ変更することができる。

2 紙入札へ変更する場合は、契約担当者は全ての入札参加者に対し、電話等の確実な方法で以下の点を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
- (2) 既に完了している電子入札システムによる手続きは有効なものとして取り扱うこと
- (3) 既に送信された入札書は無効とすること
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと
- (5) 紙入札に係る入札方法その他必要事項

(その他)

第28条 この要領に定めのない事項は、契約担当課長が取扱を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第25条関係）

使用アプリケーション	保存するファイル形式
Word (Microsoft Corp.)	DOCX 形式 (Word 2 0 0 7 以上)
Excel (Microsoft Corp.)	XLSX 形式 (Excel 2 0 0 7 以上)
その他	<ul style="list-style-type: none">・テキストファイル (TXT※又は CSV※形式)・PDF ファイル (Adobe Acrobat で作成したもの)・画像ファイル (JPEG 又は GIF 形式)・その他発注者が特別に認めたファイル形式及びバージョン

備考 TXT 形式は、Windows 付属のメモ帳により開封できるものに限る。

CSV 形式は、Microsoft Excel で開封できるものに限る。

第1号様式（第10条関係）

年 月 日

紙入札参加承認願

日進市長 宛て

住 所

氏 名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

下記のとおり、電子入札システムを利用する入札ができないため、紙入札による参加を承認してください。

記

1 物件名

2 履行場所又は納入場所

3 電子入札で参加できない理由（該当の□にチェックしてください。）

ICカードの破損等のため、再取得の手続き中

ICカードの登録内容変更のため、再取得の手続き中

パソコン等のシステム障害

その他（理由： ）

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

紙入札審査結果通知書

様

日進市長

（公印省略）

年 月 日付けで承認願を提出されました下記案件の審査結果を
通知します。

1 物件名

2 履行場所又は納入場所

3 審査結果

紙入札での参加を

（1）承認する

（2）承認しない（理由： ）

入 札 書

年 月 日

日進市長 宛て

住 所
入 札 者
(名称及び代表者)

氏 名 印

日進市物品等電子入札要領及び日進市建設工事関係等入札者心得書を承諾の上、下記のとおり入札します。

記

拾 億	億	千 万	百 万	拾 万	万	千	百	拾	円

電子くじ番号：

--	--	--

ただし、下記案件の請負金

1. 物 件 名

2. 路線等の名称

3. 履行場所又は納入場所

- (注)
1. 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。
 2. 路線等の名称は必要がないときは記入しないこと。
 3. 訂正または抹消した箇所には押印すること。
 4. 金額の数字は算用数字を用い頭に『金』を記入のこと。
 5. 電子くじ番号欄には、3桁の任意の数値を記入すること。